

地 情 機 第 935 号

平成 28 年 6 月 10 日

東京都

住民基本台帳ネットワークシステム担当課長 様

地方公共団体情報システム機構
住民基本台帳ネットワークシステム
全国センター長 米田 順彦

「平成 28 年度住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会」及び「社会保障・税番号制度担当者説明会」の開催について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、日頃から御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記の開催日等により開催していただきますようお願いします。

なお、関係省庁から行う社会保障・税番号制度の導入に向けた対応の説明は、「社会保障・税番号制度担当者説明会」として併せて開催してください。

開催日等につきましては、「住基ネット担当者研修会及び社会保障・税番号制度担当者説明会の実施に係る市町村連絡会等の開催について（依頼）」（平成 28 年 5 月 16 日付け地情機第 766 号）により照会し、調整させていただきました。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村にこの旨を通知いただき、参考として貴都道府県内市町村あての通知文書の写しを下記の連絡先に 1 部送付くださいますようお願いいたします。（市町村の住民基本台帳事務担当課から、番号制度担当課へも連絡いただきますよう通知願います。）

お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|--------|---------------------|-------------|
| 1 開催日時 | 平成 28 年 8 月 01 日（月） | 10:30～17:00 |
| 2 研修会場 | なかの ZERO 小ホール | |

（連絡先）地方公共団体情報システム機構
住民基本台帳ネットワークシステム
全国センター運用部
102-8419 東京都千代田区一番町 2 5 番地
e-mail juki-net@j-lis.go.jp TEL 03-5214-0908
（担当：檜崎、宮田、藤井、中村）

**「平成 28 年度 住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会、
社会保障・税番号制度担当者説明会」実施要領**

1 目 的

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の最近の状況、セキュリティ確保のための措置及び機器更改の概要について習得するとともに、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）について理解する。

住基ネットにおける情報セキュリティ対策については、継続的なセキュリティ対策の重要性について認識し、平成 28 年度セキュリティチェックリストのポイント等について理解を深める。

2 対象者

（１）住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会

住基ネット担当者及び住基ネット担当者以外で統合端末を操作する市町村職員

※ 住基ネット担当者については、各団体から最低 1 名は出席してください。住基ネット担当者以外で統合端末を操作する職員については、参加は任意です。

（２）社会保障・税番号制度担当者説明会

番号制度を担当する都道府県・市町村職員

※ 番号制度のみの担当者については「（１）平成 28 年度住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会」に出席できません。

3 主 催 各都道府県の市町村連絡会等

4 研修内容（予定）

（１）平成 28 年度住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会

	項 目	説 明 内 容	担 当	時間
1	住基ネット等をめぐる最近の状況について	住基ネットの最近の状況及びセキュリティ確保のための措置について説明する。	総務省	10 分
2	住基ネットにおける情報セキュリティ対策とチェックリスト	最近の情報セキュリティ事象事例や、チェックリストによる自己点検について説明する。	地方公共団体 情報システム機構	40 分
3	機器更改について	機器更改の概要について説明する。	地方公共団体 情報システム機構	20 分

（２）社会保障・税番号制度担当者説明会

	項 目	説 明 内 容	担 当	時間
1	社会保障・税番号制度説明会	社会保障・税番号制度について関係省庁等から説明する	総務省 等	240 分

5 説明者

総務省、地方公共団体情報システム機構職員等を予定。

6 経費等

会場及び設備・機器等の借り上げに関する経費は、地方公共団体情報システム機構が負担。

7 次第

原則として次のとおり研修会を実施することとする。

時間（予定）	項 目	説明者（予定）	時間
平成 28 年度住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会			
10:30～ 10:40	挨拶	都道府県	10 分
10:40～ 10:50	住基ネットにおける最近の状況について	総務省	10 分
10:50～ 11:30	住基ネットにおける情報セキュリティ対策とチェックリスト	地方公共団体 情報システム 機構	40 分
11:30～ 11:50	機器更改について	地方公共団体 情報システム 機構	20 分
11:50～ 12:00	質疑応答		10 分
12:00～ 13:00	休 憩		60 分
社会保障・税番号制度担当者説明会			
13:00～ 17:00	社会保障・税番号制度説明会（※）	総務省 等	240 分

（※）社会保障・税番号制度説明会の実施内容、具体的なスケジュール等につきましては、決定次第別途御連絡いたします。

8 その他

- （1）住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会の説明資料については、事前（原則として開催 1 週間前、指定がある場合は別）に、都道府県（又は指定があればその送付先）へお送りいたします。恐れ入りますが、研修会当日、会場への搬入と出席者への配付をお願いいたします。なお、住基担当者には全ての資料（住基関係＋番号制度関係）を配付し、番号制度のみの担当者には番号制度関係の資料のみの配付をお願いいたします。

なお、社会保障・税番号制度担当者説明会の資料は、別途総務省より電子データが送付されます。可能な限り最新のデータを提供するため、貴都道府県の研修の数日前に送付予定とのことです。お手数をおかけいたしますが、貴都道府県において印刷・配付等の対応をお願いいたします。

- （2）研修に参加される初任担当者の方については、業務担当者コーナーに掲載しています初任者向けのテキストにて、事前に理解を深めていただいた上で、研修に臨んでいただくよう、御案内ください。
- （3）本通知を参考に、市町村に対する開催通知文を作成していただき、市町村へ御案内ください。なお、地方公共団体情報システム機構あてに 1 部写しをお送りください。
- （4）研修会当日の出張者等は、後日各都道府県に御連絡いたします。
- （5）次第及び出席者の名簿について、研修会当日に地方公共団体情報システム機構職員へ 1 部お渡しいただくか、後日電子メールでお送りください。なお、いただいた名簿につきま

しては、研修会出席者名簿としてのみ使用し、他の用途では使用いたしません。

※ 個人情報の取扱いについて

ア 取得した個人情報については、「地方公共団体情報システム機構個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱います。

イ 取得した個人情報は、研修会出席者名簿として使用することを目的としています。

ウ 取得した個人情報を第三者に提供することはありません。また、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することはありません。

エ 地方公共団体情報システム機構における個人情報の取扱いについての詳細は、ホームページ（<https://www.j-lis.go.jp/index.html>）に掲載しています。

（ホーム > J-LIS について > 法令等資料 > 個人情報保護基本方針 の順にクリック）